

コロナ第3波による経済危機から 中小・小規模事業者の営業と生活を守るための緊急要請書

日頃より中小・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

コロナ第3波の急拡大により、中小・小規模事業者は年末のかき入れ時の収入が絶たれ、廃業・倒産の危機に陥っています。コロナ感染急拡大と医療崩壊を招いた責任は「都構想」優先でコロナ対策をおろそかにしてきた維新府・市政にあり、中小・小規模事業者にこれ以上「自助」を求めることは許されません。この危機を乗り越えるため全ての中小・小規模事業者に新たな独自施策を講じていただきますよう要請します。

【要請事項】

1、直ちにすべての中小・小規模事業者へ新たな支援策を

- ・大阪府の「医療非常事態宣言」に伴う「不要不急の外出自粛要請」により、売上が大きく落ち込んでいる中小・小規模事業者に対して「年越し給付金」を創設すること。
- ・感染防止対策に必要な設備・備品の購入費、家賃や従業員の給与、社会保険料等の固定費などに対して補助を行うこと。
- ・実施にあたっては、手続きの簡素化や迅速支給などに努めること。
- ・年末年始は全ての区役所で特別な職員体制をとり、中小・小規模事業者の相談に対応すること。
- ・これらの財源として第3次補正予算に盛り込まれる地方創生臨時交付金を活用すること。用途については休業・時短要請協力金に限定せず、市町村が地域の実情に応じて柔軟に活用できるものとするよう国に働きかけること。

2、北区・中央区の営業時間短縮協力金について

- ・行政により危険地帯とされた影響は甚大であり現在の金額では全く足りない。協力金を増額すること。
- ・休業・時短要請の対象事業者だけでなく、要請により影響を受けた全ての事業者を対象とすること。実際に休業・時短した事業者にはステッカー導入の有無に関わらず協力金を支給すること。
- ・支給は迅速に行い、申請不備等について丁寧な説明を行い、やり直しを認めること。

3、制度融資について

- ・自治体の制度融資について利子及び保証料、限度額、据置期間などの制度拡充を行うこと。
- ・年末、年度末に向けた資金繰り支援を強化し、手続きの簡素化に努めること。

4、PCR検査の抜本拡充、傷病手当金の改善

- ・中小・小規模事業者が安心して事業が行えるよう、全ての行政区にPCR検査センターを設置すること。感染震源地及び医療・介護・福祉・保育の従事者などに大規模・定期的なPCR検査を行い、無症状者の保護・隔離をはじめ感染防止を徹底すること。保健所の体制を強化すること。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険の傷病手当金については、事業所が被用者のコロナ感染を理由に休業した場合でも、厚労省の方針に基づき被用者に傷病手当金を支給すること。

5、納税緩和制度など

- ・地方税や国保料の減免制度を柔軟に適用すること。納税緩和制度を積極的に活用すること。
- ・持続化給付金やコロナ融資、緊急小口など事業と生活の維持に必要な資金が振り込まれた口座の差押えは行わないこと（参照：11/19神戸地裁伊丹支部決定「持続化給付金差押え認めず」）。
- ・「固定資産税・都市計画税の軽減」実施にあたっては大阪市として認定経営革新等支援機関等の確認を要件としないこと。制度周知を行い、申請期間を延長すること。

6、「バーチャル都構想」は断念を

「バーチャル都構想」などと言って大阪府にコロナ対策を丸投げするのはやめ、政令指定都市としての責任を果たすこと。「広域行政一元化」「総合区8区」は断念し、財政・人材・時間をコロナ対策と中小企業振興に回すこと。

以上